

【 更新許可 】

指令村総建総 第 313 号

石川建設産業 株式会社

代表取締役 石川 政人

令和 6 年 6 月 26 日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可する。

令和 6 年 7 月 25 日

山形県知事 吉村 美栄子



記

- 1 許可番号 山形県知事許可 (特-6) 第 100337 号
- 2 許可の有効期間 令和 6 年 8 月 27 日から令和 11 年 8 月 26 日まで
- 3 建設業の種類 土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業
舗装工事業 水道施設工事業 解体工事業
- 4 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 令和 11 年 7 月 27 日

(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)